

	及び8月3日	
(報告公表事項) 県税の未収金(平成15年度末現在6,711,408,902円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 平成16年度県税確保推進対策実施要領を策定し、滞納整理の強化対策等に取り組んでいる。 特に、自動車税徴収向上対策として、今年度、新規取り組みとして「自動車税滞納整理処理方針」を定め、10月から県下一斉に全滞納者の預貯金と勤務先への給与調査を行い、早期差押えを予定している。 また、個人県民税対策としては、昨年度に引き続き、市町村へ県職員の派遣を実施した。		
監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
健康福祉部生活保護・援護課	平成16年7月13日 及び7月28日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 生活保護費返還徴収金の未収金(平成15年度末現在11,868,302円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 未収金については、年度当初に各出先機関に対してヒアリングを実施し、各債権に対しての徴収目標を策定した。その後の徴収状況について四半期毎に実績報告を提出させて、未収金解消を指導している。 平成14年度末から平成15年度末にかけて、未収金額が増額していることから、特に現年分の返還徴収金について、課税調査等の徹底を図り、返還徴収金の発生防止に努めるよう各福祉事務所へ強く指導していく。		
監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
健康福祉部地域医療推進課	平成16年6月29日 及び7月16日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 看護師等修学資金貸付金回収金の未収金(平成15年度末現在2,290,000円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 債務者に対する文書及び電話による催告に加え、勤務先への電話による督促、連帯保証人への文書及び電話による催告を行うとともに、看護師等養成所に対しても、修学生及び返還者への指導を行い、新たな未収金の発生の防止を図っている。 なお、未収金2,290,000円のうち、574,000円(平成16年10月6日現在)を回収した。 また、過年度分の債権管理の徹底を図るため、平成16年度より、各債務者毎の個別台帳を整備し、返還指導の経緯を記録することとした。		
監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
健康福祉部子ども家庭福祉課	平成16年7月9日 及び7月22日	平成16年10月1日
(報告公表事項) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金(平成15年度末現在43,109,772円)、児童保護費負担金の未収金(平成15年度末現在21,845,604円)及び児童扶養手当返納金等の未収金(平成15年度末現在20,935,720円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) ○母子寡婦福祉資金貸付金 滞納の発生防止策として、償還開始前の返済計画確認や口座振替による返済を引き続き推進している。 また、地域振興局に対し、滞納ヒアリング、福祉課長会議、担当者研修会及び女性福祉相談員研修会等を開催し、借受人はもとより、連帯借受人・連帯保証人への催告、定期的な電話連絡等による徴収強化を指導し、引き続き徴収強化に取り組んでいる。		

平成 16 年 8 月末現在：38,777,794 円

○児童保護費負担金

児童保護費負担金については、平成 14 年度より福祉総合相談所内において、児童相談課内に児童保護費負担金専従の係を設置し、これを中心とするプロジェクトチームを設置し、債権管理台帳をベースとしたチームによる進行管理、ケース分析や 5 段階分類による効率的徴収を徹底し、滞納の早期把握と計画的な電話・訪問による督促活動など未収金の発生防止と回収に取り組んでいる。

本年度も引き続き、負担金決定の適正化、債権管理の徹底、納入指導計画に基づいた活動の徹底を図り、未収金の徴収強化に努める。

平成 16 年 8 月末現在：20,591,094 円

○児童扶養手当返納金

債権発生の未然防止策として、市町村及び県福祉事務所担当職員に対する研修会を開催し、受給者に対する届出義務の指導の徹底や異動のチェック強化を依頼するとともに、受給者に対してもリーフレットの作成・配付や新聞広報等により届出義務の周知に努めている。

また、未納ケースの分類等による合理的な徴収計画と督促を引き続き実施するとともに、家庭訪問等による面接追跡調査や県外居住者についても訪問徴収を行い、徴収強化に取り組んでいる。

平成 16 年 8 月末現在：20,497,270 円

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
健康福祉部精神保健福祉課	平成 16 年 7 月 5 日 及び 7 月 22 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 精神障害者措置入院費負担金等の未収金（平成 15 年度末現在 1,680,183 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 平成 16 年 9 月末現在の未収金額は 1,483,583 円で、年度当初より 196,600 円減少している。 納入義務者が低所得者であることもあり、納入実績が上がっていないが、電話による督促のほか、家庭訪問を行い、現金の徴収や定期的納入の督促等、徴収の強化に努めている。		

監査対象機関等	監査実施年月日	報告公表年月日
健康福祉部知的障害福祉課	平成 16 年 7 月 6 日 及び 7 月 22 日	平成 16 年 10 月 1 日
(報告公表事項) 1 児童保護費負担金の未収金（平成 15 年度末現在 28,017,311 円）及び知的障害者保護費負担金等の未収金（平成 15 年度末現在 3,522,300 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。 2 旧肥後学園敷地の一部が未登記となっている。取得後、長年経過しているため、早急に未登記の解消に努めること。		
(改善措置) 1 児童保護費負担金の未収金については、福祉総合相談所において、児童相談課内に児童保護費負担金専従の係を新設し、これを中心とするプロジェクトチーム（児童相談課第 1 係 5 人、総務課 1 人、徴収専門員 1 人合計 7 人）を設置し、管理債権台帳をベースとしたチームによる進行管理、ケース分析や 5 段階分類による効率的徴収を徹底し、滞納の早期把握と計画的な電話・訪問による督促活動など、未収金の発生防止と回収に取り組んでいる。 平成 14 年度に比較すると、特に、現年分の徴収率が向上したところである。 平成 16 年 9 月末現在の過年度の未収金は、24,385,611 円と年度当初に比べて 3,631,700 円減少している。 知的障害者保護費負担金等の未収金のうち、知的障害者保護費負担金については、平成 15 年度からの支援費制度の導入に伴い、市町村が負担金を決定し、事業者が徴収する制度となったため、現年度分の滞納は発生しないこととなった。過年度分については、分納計画等により解消していく見込みである。		